

## ～ 個人情報を取り扱う業務を

### 受託しようとする事業者の皆さんへ ～

個人情報保護法により、市が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項を盛り込んだうえで、委託先における個人情報の取扱いの状況を確認するなど、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。

燕市では、次に掲げる措置を実施しています。

#### 1 受託事業者を求める個人情報保護の措置

燕市が発注する委託契約（※）に係る業務の中で、受託事業者が個人情報を取り扱う場合には、次のような個人情報保護措置が必要です。

※ 契約の形態や種類を問わず、市の機関が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を市の機関以外の者に依頼して、個人情報の入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行わせるものであって、公法上の契約であると私法上の契約であることを問いません。

No.	項目	留意事項
①	安全管理の責任体制の整備	・内部における責任体制が構築されていること。
②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務	・個人情報の委託業務以外の目的での利用及び無断に第三者へ提供しないことの遵守ができること。
③	再委託の制限や事前承認等の再委託に係る条件	・第三者への業務委託の再委託は原則禁止。やむを得ず再委託する場合は、発注者から事前承認を受けることや再委託先の管理監督などが履行できること。
④	個人情報の複製等の制限	・個人情報の複製又は複写は、業務に必要最小限の範囲で行う場合のほか、原則禁止を遵守できること。
⑤	個人情報の安全管理措置	・個人情報の取扱いについて、安全管理措置がとられており、利用する個人情報を保

		持している間は適切に管理しなければならないこと。
⑥	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	・漏えい事案を想定した危機管理体制が整備されていること。
⑦	委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却	・委託業務の終了時には、適正な方法で個人情報の消去や媒体の返却等ができること。
⑧	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項	・契約や仕様書の内容に違反があり、それに伴い損害を発生させた場合は賠償ができること。
⑨	契約内容の遵守状況についての定期的報告及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査に関する事項	・個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急報告の手順が定められていること。また、発注者からの監査又は検査に対応できること。

## 2 個人情報取扱いに関する特記事項の締結

燕市が発注する委託契約に係る業務の中で、受託事業者が個人情報を取り扱う場合には、契約締結時に「個人情報取扱いに関する特記事項」(※)を取り交わすことで、個人情報の保護を図っています。

燕市の個人情報を取り扱う業務を受託する事業者は、事前に「個人情報取扱いに関する特記事項」を確認の上、入札や契約等を行ってください。

※ 業務によって、仕様が変わることがあります。詳しくは業務を所管する課にお問い合わせください。

## 3 個人情報取扱いの体制及び従事者に関する報告

個人情報を取り扱う事務における管理体制を明確にするため、受託事業者は、契約締結に当たり「個人情報取扱いの体制及び従事者に関する届出」を市に提出してください。

## 4 個人情報の取扱状況の監査・検査

個人情報が適切に取り扱われているかを確認するため、「個人情報の取扱いに

関する特記事項遵守チェックリスト（点検・監査用）」により報告を求めます。

報告の方法は、口頭による聞き取りや書面の送付による方法のほか、必要に応じて現地調査を行う場合があります。

詳しくは、燕市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/somu/1/12/21/2378.html>)

○お問い合わせ先

契約に関すること 用地管財課契約管理係 0256-77-8332

個人情報保護に関すること 総務課総務係 0256-77-8312